

学校感染症について

令和8年5月1日
南菅小学校
校長 中川 正彦

次の病気は、感染力が強いため学校で予防すべき感染症と指定されており、その病気と診断された時は、医師の許可がでるまで登校することができません。出席停止扱いとなります。

なお、治癒して登校する際には、医師に『登校許可証明書』を書いてもらい、学校に提出してください。

感染症ごとの出席停止期間

川崎市医師会が定める感染症	インフルエンザ※	発症後 5 日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の「せき」が消失するまで、または 5 日の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日、せき、発疹が軽快するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふく)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消退するまで
	水痘(水ぼうそう)	全発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭及び粘膜の発赤消失後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
	急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して 24 時間を経過するまで	
学校保健安全法施行規則	結核 髄膜炎菌性髄膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス その他の疾患	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで ※新型コロナウイルス感染症に関しては、登校許可書の提出は不要です。

※感染症の流行による医療ひっ迫が予測されるため、当面の間インフルエンザの登校許可書の提出は求めないこととなっております。詳しくは5月1日発行の「インフルエンザに罹患した場合の登校許可書の取扱いについて」をご覧ください。